

2004年12月3日

厚生労働大臣 尾辻 秀久殿

社団法人日本自閉症協会 会長 石井哲夫
全国LD親の会 会長 山岡 修
NPO 法人えじそんくらぶ 代表 高山恵子
NPO 法人エッジ 代表 藤堂栄子
NPO 法人アスペ・エルデの会 代表 辻井正次

発達障害者に対する今後の制度・施策についての要望書

本日、発達障害者支援法が成立致しましたことに、関係団体として深く感謝申し上げます。

これまで発達障害は、法律や制度の谷間におかれ、支援の対象とならない、あるいは特性にあった支援が受けられないまま、放置されていました。

この法律の施行は、発達障害に対する社会的な理解の向上や、発達障害を持つ本人および家族に対する支援体制の整備につながるものと、大いに期待しております。

この法案は、社会から孤立し悩んでいる当事者や家族をこれ以上追い詰めないためにも必要不可欠なものです。まずは、「発達障害」という障害の社会的認知度を高める「啓発法」として、この法案は大きな役割を果たすでしょう。そして、この法案の理念を実現していくためには、「発達障害という障害の特性を理解しようという姿勢を啓発すること」、「それぞれの障害特性にあったサービスを具体化していくこと」の2点が必要だと考えます。

法案成立にあたり、障害当事者が自らの可能性を發揮していけるよう、今後の具体的な施策について発達障害関連5団体で次の要望をいたします。速やかな実現を、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 関係部局の連携による、適切な支援体制の整備

発達障害者支援法には、医療・保健・福祉・教育・労働に関する部局が連携し、就学前から就労まで適切な支援をつなげていくことにより、発達障害者の社会的自立を促していくことが明記されています。国及び地方公共団体の責務となっている「適切な支援体制の整備」について、迅速に取り組んでいただきたいと望みます。

2. 発達障害の早期発見、及び、専門機関の確保

支援を必要としている児童を早期からサポートするためには、まず、乳幼児健診や保育・教育の現場において発達障害の認知度を高めることが重要です。また、保護者と当事者の意思を尊重しつつ継続的な相談に応じ、適切な支援を行うために、教育相談機関の担当者の研修、専門機関の確保及び、発達障害者支援センターの迅速な整備をお願いいたします。

3．発達障害児に対する教育的支援の諸施策を推進

特別支援教育への転換を視野にいれて、学校教育における個別の指導計画、個別の教育支援計画の定着、発達障害児に対する指導方法の体系化、地域支援教員が実質的な支援を学べる研修など、より具体的な施策推進が課題となっています。また、現在適切な教育支援を受けられていない、通常の学級に在籍する発達障害児を支援するためには、特別支援教室構想の実現、特別支援教育を担当する教員の質・量の拡充などについて、学校予算を確保する必要があります。さらに、現在取り組まれている特別支援教育体制推進事業を拡充し、発達障害児支援アドバイザーを配置する等、地域における一貫した支援体制の整備を図って下さい。そして、これらの諸施策の推進にあたっては、厚生労働省等の関係省庁と充分連携をとりながら取り組んでいただくようお願いいたします。

4．就労支援施策の拡充

ハローワーク、地域障害者職業センターなど関係機関における、発達障害者の就労支援体制の整備・拡充は急務です。そのためには、職場適応援助者（ジョブコーチ）事業、職業準備支援事業、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応訓練などを、さらに拡充していくことが必要です。障害者雇用支援センター、障害者職業能力開発校での職業訓練、ハローワークにおける職場適応訓練などは、知的に障害をともしない発達障害者も利用できるよう、早急に対象の拡大について推進をお願いします。また、今後は、知的障害をともしない発達障害者も、一定の認定があれば障害者雇用率制度の対象、各種助成金の対象になるよう、早急に検討をお願いします。

5．発達障害支援センターを早期に、全都道府県に設置

今後、発達障害者支援法が十分機能していくために、重要な役割を果たすのが発達障害者支援センターです。しかし、現在、年間2500万円の低予算で、未だ全県には設置されていません。また、東京や大阪のような大都市でも一箇所しか設置されておらず、十分な役割を果たすことができていません。発達障害支援センターの設置は、急務と考えます。

6．民間団体との積極的な支援と連携

制度の谷間にある障害当事者とその家族を支えてきた民間団体の実績を正しく評価し、当事者団体の行う活動への支援を行うとともに、啓発・研修プログラム等における民間団体の活用等の形での施策の実施において、積極的な連携を検討していただきたい。また、民間団体のニーズを理解し、生活する地域で多様なサービスが提供されるよう、発達障害児者の支援に携わる障害児者福祉施設等も含めた民間機関へのさまざまな支援をお願いいたします。

7．専門家の育成と専門的な医療機関の確保

適切な支援を行う保健師、保育士、教員などの専門家を育成するためには、一刻も早く、国で発達障害についての研修の中核的なシステムを作り、専門家の育成を全国各地で可能にすることが必要です。また、現在発達障害を診断できる医師が圧倒的に不足しています。この状態を改善するためにも、医学部におけ

る児童青年精神科の独立講座の設置、小児・精神科医療に対する保険点数の見直しなど、具体的な施策の検討・推進をお願いいたします。

8．発達障害の実態把握と調査研究の促進

発達障害は脳機能の障害であることが医学的には認知されていますが、その原因やメカニズムについては、まだ解明に至っていません。発達障害の定義を明確にするためにも、発達障害の原因の究明、診断及び治療、支援方法に関する調査・研究は必須です。これに携わる関連機関への情報提供、援助などを、速やかに行っていただきたい。また、それぞれの施策を講じるにあたり、現状の実態把握が不可欠です。民間団体などとも協力し、より信憑性の高い実態の把握に努めていただきたい。

9．理解啓発の促進

発達障害者が自立して地域で生活していくためには、この障害の認知度を高め、彼らに関わるすべての人たちが障害特性を理解したうえで、支援を行っていくことが重要です。また、特に、医療・保健・福祉・教育などの現場においては、より専門的知識をもつ人材の確保が必要です。家族・地域・専門家が一丸となって、彼らの自立を見守り支援していけるような、社会の実現を強く望みます。